

収入証紙制度廃止



キャッシュレスで

便利に!

令和5年10月 キャッシュレス決済開始(予定)

コード決済が
使えるんだ!

令和5年12月末日
証紙の販売終了

令和6年3月末日
証紙の利用終了

私も電子マネーを
使ってみようかな



窓口申請

キャッシュレス決済は2種類

電子申請

窓口でのキャッシュレス端末による支払手続



選べる決済方法

- クレジットカード
- 電子マネー
- コード決済
- デビットカード

「埼玉県電子申請・届出サービス」による
来庁不要の支払手続



選べる決済方法

- クレジットカード
- ペイジー

※申請時に講習の受講が必要な手続など
については、電子申請が利用できないもの
もあります。

これまで証紙をご利用いただいていた手続については、
原則として現金でのお支払は受付できなくなります。

電子マネーなど身近なキャッシュレス手段をご用意ください。



詳細は県次
コチラに掲載します!

お問い合わせ 埼玉県出納総務課 TEL. 048-830-5739 MAIL. a5710-14@pref.saitama.lg.jp

県の窓口 埼玉県

⚠ 国の「収入印紙」とは異なりますのでご注意ください。

